

募集公告

県立宮崎病院における自動販売機設置者について次のとおり募集する。

令和6年7月16日

宮崎県立宮崎病院長 嶋本 富博

1 募集期間

令和6年7月16日（火）から令和6年7月30日（火）まで
（土曜日及び日曜日を除く。）

2 応募申込書等の申込場所、申込期限及び申込方法

(1) 申込場所

〒880-8510 宮崎市北高松町5番30号
県立宮崎病院総務課管理担当

(2) 申込期限

令和6年7月30日（火） 午後5時

(3) 申込方法

「募集要項」を以下の県立宮崎病院ホームページからダウンロードできますので、
詳細はこちらで御確認の上、持参又は郵送でお申し込みをお願いします。（郵送に
あつては書留郵便に限る。）

(4) 設置者の決定

県立宮崎病院が定めた最低貸付料以上で、最高の価格で応募申込を行った者を設
置者とします。

3 事務を担当する部局等

県立宮崎病院総務課管理担当
（電話 0985-24-4181）

4 その他

この募集に関する詳細は、「県立宮崎病院における自動販売機設置者募集要項」に
よる。

県立宮崎病院の自動販売機設置者を公募します。

県立宮崎病院における自動販売機設置者を下記のとおり募集します。

記

1 公募物件

物件 番号	設 置 場 所	貸 付 期 間
2	本館3階 家族待合室	令和6年10月1日～令和9年9月30日
6	本館6階 6南デイルーム	令和6年10月1日～令和9年9月30日

2 応募申込期間

令和6年7月16日（火）～令和6年7月30日（火）

3 応募申込手続

「募集要項」を以下の問い合わせ先で配布をしておりますので、詳細はこちらで御確認の上、お申し込みをお願いします。

※募集要項は、県立宮崎病院ホームページからダウンロードできます。

4 設置者の決定

県立宮崎病院が定めた最低貸付料以上で、最高の価格で応募申込を行った者を設置者とします。

5 問い合わせ先

県立宮崎病院総務課管理担当
〒880-8510
宮崎市北高松町5番30号
電話 0985-24-4181

県立宮崎病院における自動販売機設置者募集要項

県立宮崎病院における自動販売機設置者（以下「設置者」という。）の募集に参加される方は、この募集要項を御承知の上、お申し込みください。

1 公募事項及び物件

(1) 公募事項

自動販売機を設置するための病院局公用財産の賃貸借（更新なし）

(2) 公募物件

別添公募物件説明書記載のとおり。

2 応募資格要件

次の要件を満たす法人又は個人に限り応募することができます。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号。以下「令」という。）第 167 条の 4 第 1 項各号に掲げられた者でないこと。
- (2) 令第 167 条の 4 第 2 項の規定により宮崎県が実施する一般競争入札への参加を制限された者でないこと。
- (3) 法令等の規定により販売について許認可等を必要とする場合には、その許認可等を受けていること。
- (4) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団関係者（暴力団員（同条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者をいう。）でないこと。
- (5) 法人の場合は県内に本店、支店又は営業所を有し、個人の場合は県内に居住し業を営んでいること。ただし、一の県立病院で自動販売機を複数台設置する場合は、原則として、病院長は次のとおり地域要件を設定しなければならない。
 - ア 法人の場合は県内に本店、支店又は営業所を有し、個人の場合は県内に居住し業を営んでいること。（地域要件 A）
 - イ 法人の場合は県内に本店を有し、個人の場合は県内に居住し業を営んでいること。（地域要件 B）なお、地域要件 A を満たしている法人も応募申込みを行うことができるが、5 に定める設置者の決定においては、地域要件 B を満たす法人及び個人を優先して取り扱うものとする。また、地域要件 B の台数は、地域要件 A の台数を超えないものとする。
- (6) 自動販売機の設置業務について、自ら管理運営する 2 年以上の実績を有していること。
- (7) 県税（個人県民税及び地方消費税を除く。）、地方法人特別税及びこれらに附帯する徴収金を滞納していないこと。

3 公募条件等

(1) 貸付料等

ア 貸付期間

貸付期間は、各物件ごとに、別添公募物件説明書記載のとおりとします。

ただし、県立宮崎病院が公用又は公共用に供するため必要が生じたとき、設置者（借受者）が貸付条件に違反する行為を行ったとき、その他県立宮崎病院が必要と認めるときは、貸付契約を解除することがあります。

イ 貸付料

物件ごとに設置者として決定した者が提示した応募価格（税抜額）に消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）相当額を加えて得た額をもって年額貸付料とします。ただし、貸付期間中に消費税等の税率が変動した場合は、県立宮崎病院は変動後の税率を適用して、年額貸付料の増額を請求できるものとします。なお、年額貸付料は、県立宮崎病院が発行する納入通知書により、県立宮崎病院が指定する期日までに全額納入してください。

※ 応募価格には、電気料は含みませんが、水道水を使用する場合は、水道料相当額を含むものとします。

貸付料は、毎会計年度ごとに徴収するものとし、年度途中で設置者が自動販売機を撤去することとなった場合には、行政財産の目的外使用許可の例と同様に原則として日数計算により貸付料を返戻するものとします。

ウ 光熱水費及びその他必要経費

光熱水費、自動販売機の設置及び撤去に関する工事費、移転費等の一切の費用は、設置者の負担とします。なお、設置者は、自動販売機の設置に当たって、電気料を算定するための子メーターを設置者の負担で設置し、貸付料とは別に、県立宮崎病院が算定した電気料について、県立宮崎病院が指定する期日までに納入してください。

エ 貸付面積

貸付面積は、別添公募物件説明書記載のとおりとします。自動販売機は、協議の上公募物件ごとに示した場所に、貸付面積を超えない物を設置してください。また、転倒防止対策も併せて行ってください。

オ 環境配慮

自動販売機の設置に当たっては、省エネルギー、ノンフロン対応等の環境負荷を低減した自動販売機の機種 of 設置に努めてください。

(2) 使用上の制限

ア 貸付契約書の貸付条件を遵守し、貸付料等を定められた納入期限までに確実に納めること。

イ 自動販売機を設置する権利を第三者に譲渡又は転貸してはならないこと。

ウ 自動販売機の設置及び管理運営に必要な一切の業務を県立宮崎病院の承諾なく第三者に委託してはならないこと。

エ 販売品の搬入、廃棄物の搬出時間及び経路については、県立宮崎病院の指示に従

うこと。

オ 販売品目は、各物件ごとに別添公募物件説明書記載のとおり（缶・ペットボトル・ビン等の密閉式の容器入り、又は紙コップの清涼飲料水等）とし、県内で生産された農林水産物（天然水は除く。以下「県内産」という。）を原料として加工した次に掲げる飲料（以下「県産飲料」という。）をいずれか1種類以上、取り扱うように努めること。また、酒類の販売及び標準小売価格を上回る価格での販売は行わないこと。なお、設置後に販売品目を変更する場合は、県立宮崎病院と協議を行い、その指示に従うこと。

(7) 県内産の野菜や果実を原料に使用した飲料

(イ) 県内産の茶葉を100パーセント原料に使用した飲料

(ウ) 県内産の生乳を原料に使用した飲料

(E) その他県内産の食材を原料に使用した飲料

(3) 維持管理責任

ア 商品補充、金銭管理など自動販売機の維持管理については、設置者が行うこと。

なお、盗難等により商品及び自動販売機が汚損又は毀損したときは、設置者の負担により速やかに復旧するとともに、設置者の損害について、県立宮崎病院の責めに帰ることが明らかな場合を除き、県立宮崎病院はその責めを負わない。また、商品の賞味期限等に注意するとともに、在庫・補充管理を適切に行うこと。

イ 使用済容器の回収ボックスは、販売する飲料の容器（缶・ペットボトル・ビン等）の種類に応じたものを設置し、設置者の責任で適切に回収、リサイクルすること。

ウ 衛生管理及び感染症対策については、関係法令等を遵守するとともに、関係機関等への届出、検査等が必要な場合は、遅滞なく手続等を行うこと。

エ 自動販売機の故障、問い合わせ及び苦情については、設置者の責任において対応すること。また、自動販売機の故障時等の連絡先を明記すること。

(4) 原状回復等

設置者は、貸付期間が満了し、又は契約が解除された場合には、速やかに原状回復してください。また、設置者は、県立宮崎病院に対し、原状回復に要した費用、自動販売機の設置に伴い支出した費用、その他一切の費用について、補償を請求することができません。

4 応募申込手続

(1) 申込方法及び申込期間等

申込みは、郵送又は持参によるものとし、申込先及び申込期間は別添公募物件説明書のとおりとします。なお、郵送の場合は書留とし、かつ、「自動販売機設置応募申込書」と明記してください。また、申込期間内必着とします。

(2) 必要な書類（各1部）

次の書類を物件番号ごとに提出してください。

ア 応募申込書（第1号様式）

- イ 役員等一覧（第2号様式）
 - ウ 誓約書（第3号様式）
 - エ 販売品目一覧（第4号様式）
 - オ 設置を希望する自動販売機のカタログ（寸法、消費電力等が確認できるもの）
 - カ 2(3)に係る許認可等を受けていることを証する書類の写し（許認可等を必要とする場合のみ。）
 - キ 県税の納税証明書（県税（個人県民税及び地方消費税を除く。）地方法人特別税及びこれらに附帯する徴収金に未納がないことを証する書類）
 - ク （法人）法人登記簿謄本（現在事項全部証明書）
（個人）住民票記載事項証明書
 - ケ 2(6)に係る実績を確認できる書類（様式任意）
- ※ キ及びクは、発行後3か月以内の原本に限ります。なお、複数の物件に応募する場合は、いずれか一つの物件についてのみ(2)の全ての書類を提出し、その他の物件については、(2)イ、ウ、キ、ク及びケは省略して差し支えありません。

(3) 申込書等の書換えの禁止

応募者は、一旦提出した応募申込書等の書換え、引換え又は撤回をすることはできません。

(4) 応募申込みの無効

次のいずれかに該当する場合は、無効となります。

- ア 応募資格のない者が行った応募申込み
- イ 応募申込みに関し不正な行為を行った応募申込み
- ウ 応募申込書等の金額、氏名、印鑑その他主要な部分について誤脱又は判読不能なものがある応募申込み
- エ 記名押印を欠く応募申込み及び金額を訂正した応募申込み
- オ 応募申込書等（添付書類を含む）に虚偽の記載を行った応募申込み
- カ 応募者が同一物件について複数の応募申込みを行ったときは、その全部の応募申込み
- キ 申込期間までに応募申込みがなかったもの
- ク 応募に関し、県立宮崎病院の担当職員の指示に従わなかった者の応募申込み
- ケ 前各号に掲げるもののほか、この「募集要項」に規定する応募に関する条項に違反した者の応募申込み

(5) その他

電話、ファックス、インターネットによる受付は、行いません。

5 設置者の決定

- (1) 公募物件ごとに提出された応募書類の審査を行い、「2 応募資格要件」に定める資格を全て満たしている者を選定対象者とします。
- (2) 選定対象者のうち、県立宮崎病院が販売品目の内容等を審査し、適当であると認められた者で、かつ、県立宮崎病院が定めた最低貸付料以上で、最高の価格で応募申込みを

行った者を設置者とします。なお、販売品目の内容等が適当で、最高価格の応募が2者以上ある場合は、当該応募者の立会いのもと、くじにより選定します。

- (3) 設置者の決定は、8月8日（金）頃を予定しています。設置者の決定後、応募者に選定結果を連絡します。
- (4) 各応募者の応募価格が県立宮崎病院が定めた最低貸付料に達しなかった場合は、希望者から再度応募申込書を提出していただき、設置者を選定する場合があります。
- (5) 応募者数等の応募状況、設置者名及び決定価格について、県立宮崎病院ホームページ等において公表を予定していますので、あらかじめ御了承ください。

6 行政財産貸付申請の手続

- (1) 設置者に決定された方は、別途定める期日までに、次の書類を提出していただきます。
 - ア 公有財産借受申請書（病院局指定様式）
 - イ 設置場所への自動販売機及び使用済容器回収ボックスの配置図
 - ウ その他参考となる書類
- (2) 貸付後、設置者が自動販売機の入替えを希望する場合は、自動販売機の入替計画書（第5号様式）を提出いただき、占有面積、入替後の販売品目等について県立宮崎病院が適当と判断した場合には、自動販売機の入替計画受理票を設置者に交付の上、これを認めることができます。
- (3) 設置者は連帯保証人を立て、(1)アの公有財産借受申請書の所定の欄に記載し、賃貸借契約書に連帯保証人の記名押印を行わなければなりません。

ただし、設置者が以下のア、イにあてはまる場合は、連帯保証人の保証は不要とします。

 - ア これまでに、国又は地方公共団体の施設において、自動販売機設置の実績があったことを確認できる者
 - イ 1年度の貸付料（貸付期間が1年度に満たない場合は、1年度分に相当する額）の1.1倍に相当する金額以上の現金又は有価証券（貸付期間満了までは換金可能であるものに限る。）を担保として提供する者
- (4) 貸付料は、毎会計年度ごとに徴収するものとし、年度途中で設置者が自動販売機を撤去することとなった場合には、原則として日数計算により貸付料を返却するものとします。

7 設置者の決定の取消し

次のいずれかに該当する場合は、設置者としての決定を取り消します。

- (1) 正当な理由なくして、指定する期日までに貸付けの手続きに応じなかった場合
- (2) 設置者が応募者の資格を失った場合

8 その他

貸付手続に関する一切の費用については、設置者の負担とします。また、設置者の都

合による契約の解除は、設置後1年を経過し、かつ、2か月前までに申入れがあった場合には、これを認めるものとしますが、契約の解除により行う公募への参加は認めません。

9 参考

県立宮崎病院の職員（非常勤職員等を含む。）の概数は1,050名で、令和5年度の入院患者数は1日平均370名、外来患者数は1日平均640名です。その他、ご家族の方や関係業者等が来院します。なお、令和5年度については、新型コロナウイルス蔓延防止対策として、面会制限がありましたのでご了承ください。

問い合わせ先

県立宮崎病院総務課管理担当

〒880-8510

宮崎市北高松町5番30号

電話 0985-24-4181

別添

県立宮崎病院自動販売機設置者募集要項 公募物件説明書

1 公募物件

物件番号	設置場所	所在地	貸付期間	貸付面積 (㎡)		販売品目	その他条件	過去3年間の売上年平均実績 (R4.1~R6.3)
				幅(m) × 奥行(m)				
2	本館3階家族待合室	宮崎市北高松町5番30号	R6.10.1 ~ R9.9.30	1.45 × 1.00	= 1.45	清涼飲料水等A (密閉式A)	・地域要件A ・ユニバーサル機	1,523本 199,702円
6	本館6階6南デイルーム	宮崎市北高松町5番30号	R6.10.1 ~ R9.9.30	1.00 × 0.90	= 0.90	清涼飲料水等A (密閉式A)	・地域要件A ・ユニバーサル機	3,427本 439,667円

(注1) 設置は、物件番号ごとに各1台とします。また、設置場所によっては、商品の補充やメンテナンスの際の扉の開閉等に支障がある場合もあるので、応募前に確認してください。

(注2) 貸付面積は、自動販売機のみを設置スペースを表示しています。使用済容器の回収ボックスは、設置者決定後に協議調整し、別途設置するものとします。

(注3) 取り扱う商品は次のとおりとする。

- ①ナトリウム濃度が少なくとも飲料100mlあたり40~80mg含有するスポーツドリンク又は経口補水液が1種類以上あること。
- ②ミネラルウォーターが1種類以上あること。
- ③国産茶葉100%使用の緑茶(清涼飲料水)が1種類以上あること。
- ④常時(夏場でも)温かいコーヒー及び緑茶(清涼飲料水)が提供できること。
- ⑤糖分補給ができる飲料が3種類程度で、全体の3割未満であること。

(注4) 地域要件A及び地域要件Bは、募集要項「2 応募資格要件(5)」に定める要件です。

(注5) 販売品目は、募集要項「3 公募条件等(2)オ」に定める県産飲料をいずれか1種類以上、取扱うように努めてください。

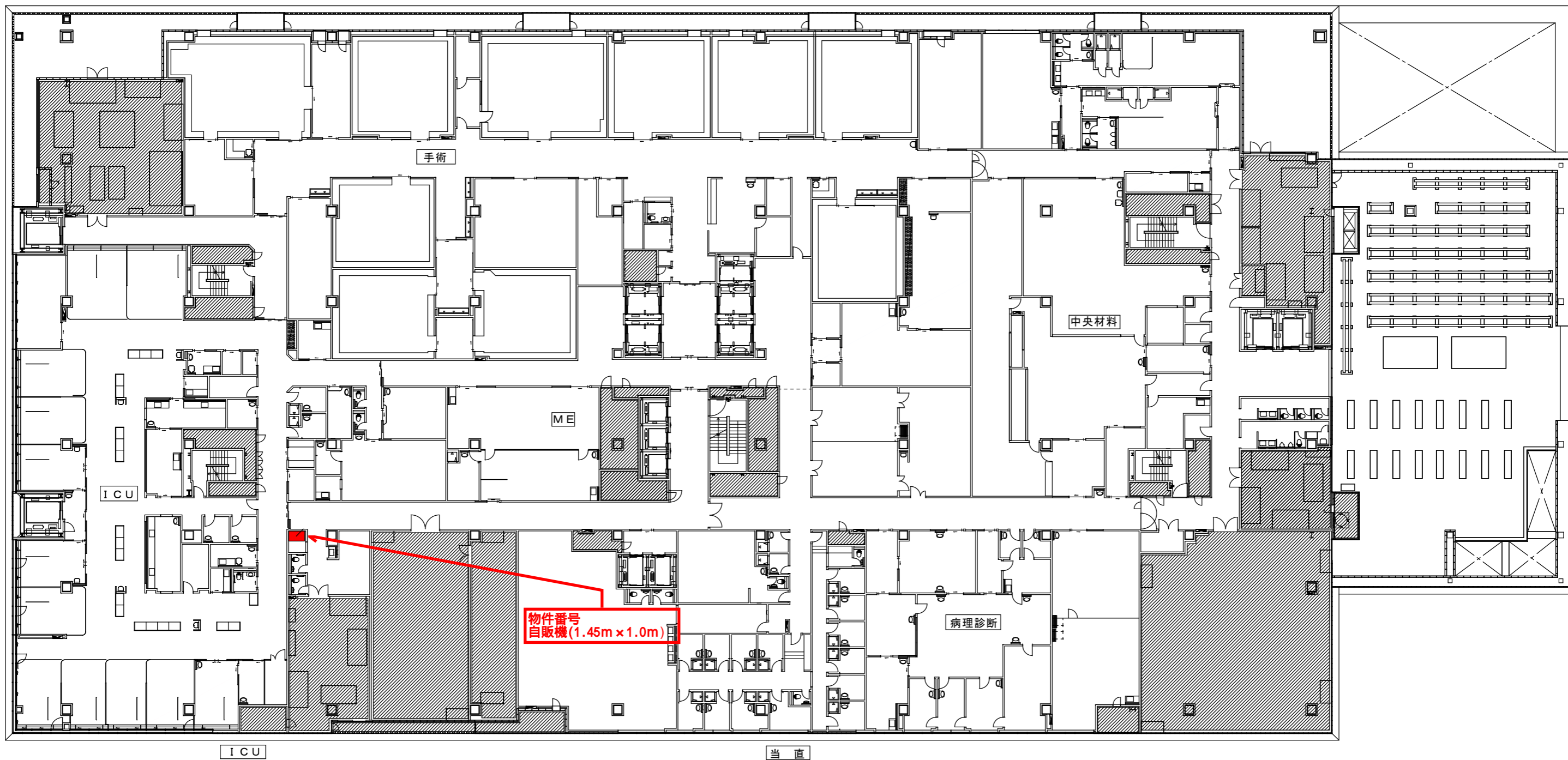
(注6) 設置機種は、ユニバーサル自動販売機使用を設置することに努めてください。

(注7) 設置機種は、キャッシュレス決済機能付きを取扱うように努めてください。

(注8) 過去の売上実績は、既存の設置者へ聞き取り調査を行ったものであり、県が売上を保証するものではありません。

2 申込先及び申込期間

物件番号	申込先(各施設所管課)			申込期間	
	住所	名称	電話番号	郵送する場合	持参する場合
全物件	〒880-8510 宮崎市 北高松町5番30号	県立宮崎病院 事務部総務課管理 理担当	0985- 24-4181	R6.7.16(火)~R6.7.30(火)必着 書留扱いとし、「自動販売機設置応募 申込書」と明記してください。	R6.7.16(火)~R6.7.30(火) 午前8時30分~正午、午後1時~午後5時 なお、土曜日、日曜日は受付を行いません。



3階平面図



外科系病棟(心外・循環器・眼科)

外科系病棟(整外)

物件番号
自販機(1.0m x 0.9m)

6北・6東
テイルーム

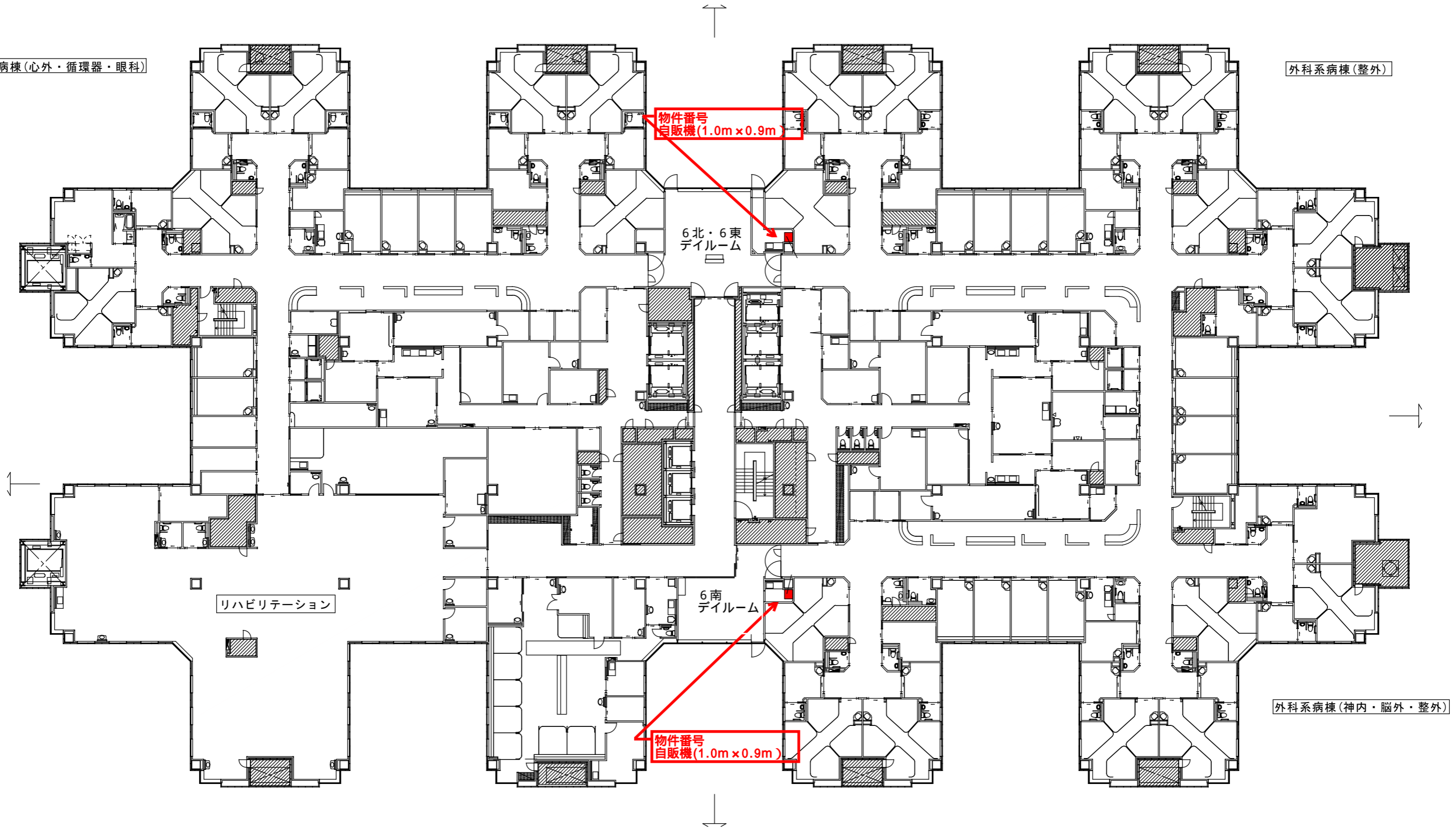
リハビリテーション

6南
テイルーム

物件番号
自販機(1.0m x 0.9m)

外科系病棟(神内・脳外・整外)

6階平面図



応募申込書

令和6年 月 日

県立宮崎病院長 殿

申込人 住所
氏名 印
電話

県立宮崎病院における自動販売機設置者の募集について、募集要項の各条項を承知の上、下記のとおり申し込みます。

1 設置希望場所及び応募価格

物件番号	設置場所	応募価格(提案貸付料)							
		千万	百万	十万	万	千	百	+	円
								0	0

(注1) 物件番号及び設置場所は、公募物件説明書に記載されたもののうち、設置を希望するものについて記入してください。

(注2) 応募価格、年額とし、百円単位(税抜)で記入してください。なお、応募価格(税抜)に消費税及び地方消費税(以下「消費税等」という。)相当額を加えて得た額をもって年額貸付料とします。ただし、貸付期間中に消費税等の税率が変動した場合は、県立宮崎病院は変動後の税率を適用して、年額貸付料の増額を請求できるものとします。また、応募価格には、電気料は含みませんが、水道水を使用する場合は、水道料相当額を含めて記入してください。

(注3) 応募価格は、算用数字で記入し、初めの数字の頭に「¥」又は「金」を記入してください。

(注4) この応募申込書は、物件番号ごとに記入し、必要書類を添付してください。

役員等一覧

法人名： _____

役職名	(ふりがな) 氏名	性別	住所 (都道府県名のみ)	生年月日
		男・女		明治・大正・昭和・平成 年 月 日
		男・女		明治・大正・昭和・平成 年 月 日
		男・女		明治・大正・昭和・平成 年 月 日
		男・女		明治・大正・昭和・平成 年 月 日
		男・女		明治・大正・昭和・平成 年 月 日
		男・女		明治・大正・昭和・平成 年 月 日
		男・女		明治・大正・昭和・平成 年 月 日
		男・女		明治・大正・昭和・平成 年 月 日

(注1) 本様式には、法人登記簿等本（現在事項全部証明書）に記載されている役員全員（現在就いている方）及び支店若しくは営業所を代表する方で、役員以外の方について記載してください。

(注2) 個人事業者の方は、「氏名」、「性別」、「住所」、「生年月日」を記載してください。

(注3) 収集した個人情報については、契約締結事務等の本来の目的を達成するために使用することとし、その他の目的のためには一切使用しません。

誓 約 書

私は、県立宮崎病院における自動販売機設置者の募集の申込みに当たり、次の事項を誓約します。

- 1 応募申込書の提出に際し、県立宮崎病院における自動販売機設置者募集要項の各条項について十分理解し、承知の上で申し込みます。
- 2 県立宮崎病院における自動販売機設置者募集要項「2 応募資格要件」に定める必要な資格を有します。

県立宮崎病院長 殿

令和6年 月 日

申込人 住所
氏名
電話

印

第4号様式

販 売 品 目 一 覧

県立宮崎病院における自動販売機設置者募集要項「3 公募条件等(2)オ」に定める販売品目は、以下のとおりです。

物件番号	
------	--

メーカー名	商品名	規格 (内容量)	容器の 種類	標準小売 価格 (税込)円	販売小売 価格 (税込)円	県産飲料	備考
(記入例)							
〇〇食品 有限会社	〇〇〇〇〇〇 野菜ジュース	500ml	ペットボ トル	150円	120円	○	
〇〇飲料 株式会社	〇〇〇〇〇〇 BLACK(コーヒー)	200ml	缶	120円	120円		ホット及びコー ルド対応

(注1) 設置時に陳列する販売品目について記入してください。なお、設置後に販売品目を変更する場合は、県立宮崎病院と協議の上、その指示に従ってください。

(注2) 商品名は具体的に記入するとともに、容器の種類欄には「缶、ビン、ペットボトル、紙パック等」の別を記入してください。

(注3) 募集要項に定める県産品をいずれか1種類以上、取り扱うように努めてください。県産飲料の欄には該当商品のみ「○」を記入してください。なお、県産飲料の取扱いについて、別途資料を求める場合があります。

県立宮崎病院長 殿

令和6年 月 日

申込人 住所
氏名
電話

印

任意様式

自動販売機設置業務管理運営実績

県立宮崎病院における自動販売機設置者募集要項「2 応募資格要件(6)」に定める管理運営実績は、以下のとおりです。

設置場所	設置期間
(記入例)	
〇〇市役所 本館1階	令和〇〇年4月1日～令和〇〇年3月31日

(注1) 応募申込書を提出する日以前で有する2年以上の実績を記入してください。

(注2) この様式は任意です。契約書等で当該実績が確認できる場合は、その写しでも構いません。

県立宮崎病院長 殿

令和6年 月 日

申込人 住所
氏名 印
電話

委任状

代理人 住所

氏名 印

私は、上記の者を代理人と定め、下記の権限を委任します。

記

自動販売機設置者募集における次の物件の募集及び契約締結に関する権限

物件番号	設置場所	所在地

令和6年 月 日
県立宮崎病院長 殿

委任者 住所又は所在地

氏名又は名称
及び代表者名 印